

指定難病医療費助成制度 「高額かつ長期」のご案内

指定難病医療費助成制度では、特定医療費（指定難病）受給者として認定された方で、自己負担上限額が10,000円以上（階層区分がA4、A5、A6のいずれか）、かつ認定要件を満たす場合は「高額かつ長期」（高額難病治療継続者）として申請することで、自己負担上限額が次のとおり軽減されます。

- 階層区分がA4の場合…10,000円⇒5,000円
- 階層区分がA5の場合…20,000円⇒10,000円
- 階層区分がA6の場合…30,000円⇒20,000円

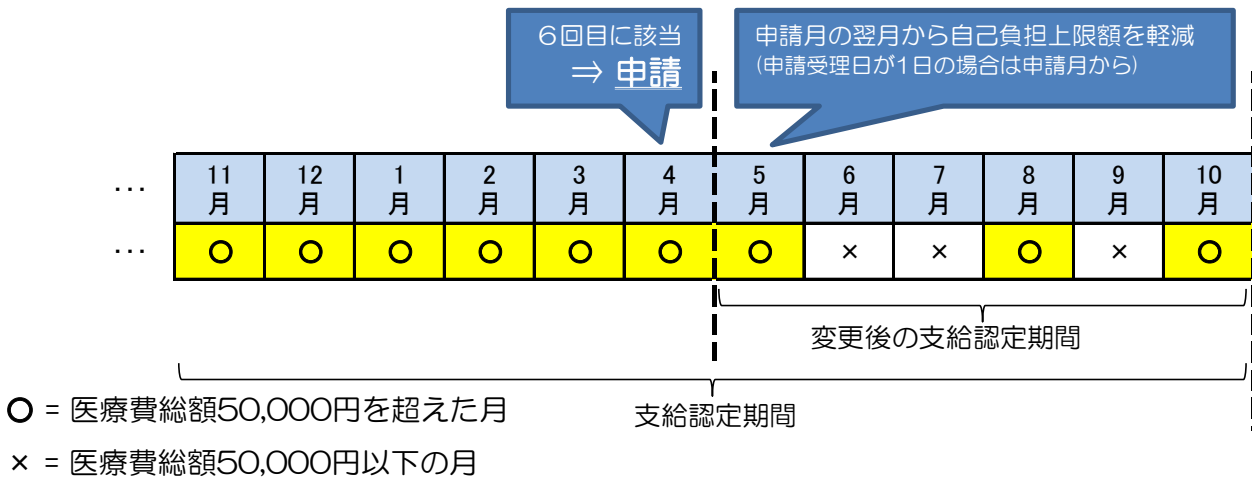
認定要件

支給認定開始から、指定難病に係る医療費総額[※]が50,000円を超える月が年間6月以上ある場合。

※ 医療費総額とは、患者さんの自己負担額ではなく、医療保険分も含めた10割分の金額です。
指定難病に係る医療機関での診療のほか、調剤や訪問看護利用分等も含まれます。

【例】4月に高額かつ長期の申請をする場合…

⇒ 申請月以前の12か月以内(前年5月までの期間)に、医療費総額50,000円を超えた月が6月以上必要。



申請に必要な書類

- ・ 特定医療費（指定難病）支給認定申請書
自己負担上限額の特例の「高額かつ長期(高額難病治療継続者)」欄に☑チェック。
- ・ 自己負担上限額管理票の写し(又は医療費申告書)
自己負担上限額管理票に記入されている医療費総額が、認定要件を満たしているか確認してください。
指定難病に係る医療費で、自己負担上限額管理票に記入されていない分がある場合、医療費申告書に領収書等を添付してください。
- ・ 特定医療費（指定難病）受給者証

申請の受付窓口

最寄りの地域振興局健康福祉（環境）部（保健所）で申請をしてください。
申請方法などでご不明な点があれば、お問い合わせください。